

誓 約 書

私
私 共
は地方税法施行令第43条の15第15項第1号から第4号までのいずれに
も該当しない者であることを誓約します。

令和 年 月 日

県民局長 殿

氏名又は名称

備 考

二人以上の者が代表者を定めて免税軽油使用者証の交付を受ける場合にあつては、免税軽油使用者全員がその氏名又は名称を記載すること。

(参考法令)

地方税法施行令第43条の15第15項

法第144条の21第3項に規定する政令で定めるときは、次の各号のいずれかに該当するときとする。

- 一 免税軽油使用者が地方税に関する法令の規定に違反したことにより法第144条の21第4項の規定により免税軽油使用者証及び免税証の返納を命ぜられ、その日から起算して2年を経過しない者であるとき。
- 二 免税軽油使用者が国税又は地方税の滞納処分を受け、その滞納処分の日から起算して2年を経過しない者であるとき。
- 三 免税軽油使用者が国税若しくは地方税に関する法令の規定により罰金以上の刑に処せられ、又は国税通則法第157条第1項、関税法第146条第1項（とん税法第14条及び特別とん税法第12条において準用する場合を含む。）若しくは法第22条の28第1項の規定により通告処分を受け、それぞれ、その刑の執行を終わり、若しくは執行を受けることがなくなつた日又はその通告の旨を履行した日から起算して3年を経過しない者であるとき。
- 四 免税軽油使用者が法人であつて、その役員のうちに前3号のいずれかに該当する者があるとき。
- 五 前各号に掲げる場合のほか、免税軽油使用者証を交付することが軽油引取税の取締り又は保全上特に不相当と認めるとき。